

朝霞市立朝霞第一小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

*いじめの定義（いじめ防止対策推進法）…「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（★行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。）

2 主な取組

(1) いじめが起らない学校・学級風土づくり

- ①いじめが起らない学校・学級風土づくりのために、児童朝会・朝の会や帰りの会を始め、教育活動全体を通じていじめの防止等の指導を行う。
- ②道徳の授業を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④自己有用感を高めるためにスモールステップで評価を行い、少しの伸びでも認め、誉めていく。
- ⑤児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥縦割り班活動、学校行事、学級活動等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
- ⑦授業規律や生活規律等を徹底し、基礎学力を保証する授業を行う。
- ⑧家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。

[構成]校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・該当学年・学年代表
(1年から6年の生徒指導部員)・特別支援教育コーディネーター・必要に応じて外部機関

- ②いじめに関する児童アンケートを年4回実施し、継続観察していく。
- ③さわやか相談員による相談活動を充実させる。

(3) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察等と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 朝霞市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大ないじめ（暴力・恐喝等）を行った児童へは、教育上必要があると認めるときは、適切な懲戒を行う。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。